

同姓同名の別人の除籍謄本を誤交付

2021年8月3日（火）に除籍謄本を添付した交付請求を受け付けた他町担当者から、同姓同名の別人の除籍謄本であるとの指摘があり、市民課で発行履歴を確認したところ、誤りが判明しました。

この除籍謄本は、2021年6月10日（木）に市民課窓口でのA氏が筆頭者である除籍謄本1件の交付請求手続きにおいて、同姓同名の別人B氏が筆頭者である除籍謄本を市職員が誤って交付したものであることがわかりました。

原因

交付請求書に記載された除籍の本籍地と異なるにも関わらず、市職員が確認を怠り、別本籍地の同姓同名の別人の除籍を請求対象と錯誤して発行を行い、その後の他の職員による点検でも見落としのまま交付を行ったため。

対応

2021年8月3日（火）に、請求者の方を訪問して誤交付の事情説明とお詫びを申し上げ、当該除籍謄本を回収し、翌日に交付手数料の還付を行いました。

また、同姓同名の除籍謄本に記載のあるすべての方は故人のため対応はいたしておりません。

再発防止策

今後におきまして、交付請求書の記載内容確認を慎重に行うとともに、発行及び交付時の点検を強化して再発防止に努めてまいります。